

法人名: 国立がん研究センター

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく  
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、も しくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分
日本医師会	臨床検査精度管理調査参加費 として	156,000		H25.8.30		公社	国所管
日本医師会	年会費	182,000	182,000	H26.2.28	病院経営等の円滑な運営を図る事 を目的とし、他病院等の情報収集等 が必要であるため。	公社	国所管
がん研究会 UICC日本委 員会	年会費	1,000,000	1,000,000	H25.6.28	病院経営等の円滑な運営を図る事 を目的とし、他病院等の情報収集等 が必要であるため。	公財	国所管
医用原子力技術研究振 興財団	治療用線量計水中校正料とし て	117,600		H26.2.28		公財	国所管
原子力安全技術センター	放射線安全管理教育における講 義料として	168,680		H25.7.31		公財	国所管
原子力安全技術センター	施設検査手数料として	510,480		H25.7.31 H26.2.28		公財	国所管
心臓血管研究所付属病院	医療費	1,426,280		H25.4.30～ H26.2.28		公財	国所管
大原記念倉敷中央医療機 構 倉敷中央病院	医療費	698,290		H25.8.30		公財	都道府県所管
日本医療機能評価機構	病院機能評価料として	4,200,000	4,200,000	H25.6.17,H26.2. 28,H26.3.17		公財	国所管
日本適合性認定協会	臨床検査室認定審査料として	5,601,687	5,601,687	H25.7.31,H26.12 .26,H26.2.28		公財	国所管

法人名: 国立がん研究センター

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく  
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、も しくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分
千葉県医師会	年会費	260,000	260,000	H26.2.28	病院経営等の円滑な運営を図る事を目的とし、他病院等の情報収集等が必要であるため。	公社	都道府県所管
中央区医師会	年会費(3期分)	370,800	370,800	H25.4.30,H25.7.31,H25.11.29	病院経営等の円滑な運営を図る事を目的とし、他病院等の情報収集等が必要であるため。	公社	都道府県所管
中央区医師会	在宅研修委託費(H25年3月分～H26年2月分)	508,200	508,200	H25.4.30,H25.7.31,H25.11.29		公社	都道府県所管
日本アイソトープ協会	定期講習受講料	201,205	201,205	H25.6.28,H25.9.30,H25.11.29		公社	国所管

## 【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。